

日米地位協定の現場に行く

写真は山本章子・琉球大准教授と宮城裕也・毎日新聞記者による岩波新書新刊である。カバー裏から一なぜ日本では米軍による犯罪・事件を裁くことが難しいのか。なぜ騒音被害や環境汚染を止められないのか。なぜ基地のそばで暮らしているというだけで数多くの悩みを抱えねばならないのか一積み重なる「なぜ」の原因は日米地位協定にある。「国の専管事項」である安全保障が私たちの日常を脅かす。その実態と原因に迫る。



本書は副題「基地のある街」の現実として、三沢基地—青森県、首都圏の米軍基地、岩国飛行場—山口県、自衛隊築城基地—福岡県、自衛隊新田原基地—宮崎県、馬毛島—鹿児島県、嘉手納基地—沖縄県を取り上げている。ここでは、第1章の日米地位協定とは何かをすこし紹介したい。

日米地位協定は、サンフランシスコ講和条約が発効し日本が独立を回復した1952年に日米行政協定として成立、60年に日米安保条約の改定とともに現在の形へと改定・改称された。以来、約60年たった今日に至るまで一度も改定されていない。改定されなかったのは問題がないからではなく、米軍関連の事件や事故のたびにわき上がる批判に対して、日本政府が「日米地位協定の運用の改善」で対応するという姿勢で一貫してきたからである。

日米地位協定とは、日本に駐留する米軍の「権利」について取り決めた日米間の合意だ。「権利」は「特権」といいかえてもよい。日米地位協定の運用の趣旨は、外国軍である米軍に日本の法律の適用除外を認めることにある。大まかに言うと、在日米軍の①基地の使用、②訓練や行動範囲、③無理のない経費負担、④身体の保護、⑤税制・通関上の優遇措置、⑥生活を守るために、日本の法律を適用しないような仕組みが作り上げられている。

前身である日米行政協定では、太平洋戦争で降伏した日本を占領していた米軍の特権がほぼ維持された。米軍は日米安保条約によって同盟国軍に肩書きを変えただけで、占領期から使用する基地や施設をひきつづき使用し、自由に拡張できる。米兵や米軍属とその家族が起こす事故・犯罪について、日本側は刑事裁判権を持たない等々。こうした特権を実現するために、日米行政協定の成立後、在日米軍に日本の法律を適用しないための国内法が整備されていく。

占領米軍の特権を温存した日米行政協定は、成立直後から日本の国内世論の強い批判を浴び、それを受ける形で全面改定されることになった。しかし実際には、日米地位協定へと名前が変わっても、日米行政協定が守っていた米軍の特権の死活的な部分は引き継がれる。それによって、日米行政／地位協定の問題が、現在に至るまで続いていくことになる。

(2022年6月12日)